

## YMCAサービス・ユース資金運用細則

(名称)

第1条 この資金は、YMCAサービス・ユース資金と称し、略称をYサ資金とする。

(目的)

第2条 この資金は、国際アレキサンダー奨学資金（以下「ASF」という）、YMCAサービス事業、YMCAが実施する主事研修、レイリーダー研修、ユースなどに対する活動の支援を目的とする。

(資金)

第3条 この資金は、西日本区費、自由献金およびユース支援募金、その他の収入をもってまかなう。

(予算)

第4条 事業主任は年度資金計画を立て、理事に予算申請をし、区役員会の承認を得る。

(管理・運用)

第5条 この資金は、区会計が収納・管理し、YMCAサービス・ユース事業委員会（以下、「委員会」という）により運用される。

(運用の基準)

第6条 この資金は、次の基準により運用される。

- ① クラブまたは部とYMCAの協働プログラムへの支援
- ② 日本YMCA同盟および各地YMCAのプログラム、特に青年達が実施するプログラムへの支援
- ③ 国際ASFへの献金
- ④ 西日本区と日本YMCA同盟のYMCAサービス関連の協働プログラムへの支援
- ⑤ ユースクラブへの支援
- ⑥ ユースコンボケーション参加への支援
- ⑦ その他、委員会の認めるYMCAサービス活動、ユース活動に資する事業への支援

(支援金の申請)

第7条 この資金の支援を受けようとするときは、クラブ、部および日本YMCA同盟は、資金援助申請書（様式1）に所定事項を記入の上、部主査、部長を経て、事業主任に提出する。

(支援金の審議)

第8条 資金援助申請書が提出されたときは、委員長は速やかに委員会を招集の上、申請内容を審議する。

(支出の決議・承認)

第9条 この資金の支出は、委員会の議決を経て、理事が承認する。

(実施報告)

第10条 この資金の支援を受けたクラブなどは、当該事業終了後速やかに実施報告書（様式2）を作成の上、部主査、部長を経由し、事業主任に提出する。

(改正)

第11条 この細則は、区役員会の承認を経ることにより改正することができる。

2001年4月8日 改正    2003年6月14日 改正    2009年6月6日 改正  
2001年7月1日 施行    2003年7月1日 施行    2009年7月1日 施行